

## 会 議 記 録 ( 1 )

会議名称	平成26年度 第3回北本市国民健康保険運営協議会
開会及び 開会日時	平成26年11月12日(水) 午後1時30分から午後2時20分
開催場所	北本市役所委員会室1(3階)
議長氏名	会長 大熊利之
出席 委員(者) 氏名	田村恵司、金田栄三、加藤耕一、大熊利之、伊藤裕子、野尻 学、荻野義信、 小川楊子、岡田泰子
欠席 委員(者) 氏名	岡田定子、鈴木義信、山田憲次、今井定好、若林卓成、中村哲哉
説明者の 職員氏名	保険年金課長 矢口 英夫 保険年金課主幹 加藤 孝文
事務局 職員氏名	保健福祉部長 加藤 功 保険年金課長 矢口 英夫 保険年金課主幹 加藤 孝文
会議 次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 諮問</li> <li>3 あいさつ</li> <li>4 議事録署名委員の選出</li> <li>5 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成26年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について</li> <li>(2) 北本市国民健康保険税条例等の一部改正について</li> <li>(3) 北本市国民健康保険条例の一部改正について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>
配 付 資 料	<p>会議次第</p> <p>資料1 平成26年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)の概要について</p> <p>資料1-1 平成26年度北本市特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書</p> <p>資料2 北本市国民健康保険税条例等の一部改正について</p> <p>資料2-1 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>資料3 北本市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>資料3-1 北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>参考資料2 国民健康保険税の賦課限度額の推移等</p> <p>参考資料3 出産育児一時金について</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会</p> <p>本日の会議は、委員 15 名中、出席者 9 名、欠席者 6 名です。北本市国民健康保険に関する規則第 4 条第 3 項に規定する会議開催要件の過半数を超える委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>2 諮問 加藤保健福祉部長</p> <p>3 あいさつ 会 長 大熊 利之 氏 (一略一)</p> <p>4 議事録署名委員の選出 署名委員 金田 栄三 氏 加藤 耕一 氏</p> <p>5 議 事</p>
事 務 局	<p>では、北本市国民健康保険に関する規則第 4 条の規定により、議長を大熊会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。 始めに、(1)平成 26 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>—資料 1、1-1 を示して説明— (一略一)</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。</p>
委 員	<p>発言なし。</p>
議 長	<p>特にないようですので、次の議題に移ります。(2)北本市国民健康保険税条例等の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>—資料 2、2-1、参考資料 2 を示して説明— (一略一)</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。</p>
委 員	<p>賦課限度額を上げることに對し、抵抗がある人が多いのではないのでしょうか。特に介護分については、2 万円上げるということですが、理由があるのでしょうか。</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>介護分の賦課の対象となる方は、40歳以上65歳未満の方となります。65歳以上の方は、介護保険の方で保険料を支払っています。国保税は、医療給付費分と後期高齢者支援分、介護分を合わせまして、現状より4万円上がるわけですが、実際の該当者がどのくらいいるのかと言いますと、参考資料2にありますように医療給付費分が現状50万円以上の方が226人、それが51万円以上に改正された場合に216人になります。改正により、調定ベースで医療給付費分が217万1,600円、支援金分が180万1,700円、介護納付金分が100万2,000円、合計で497万5,300円増えることとなります。あくまでも、今年度の当初賦課の調定ベースで試算しています。またその隣りは、地方税法施行令で規定されている限度額まで上げた場合に863万5,500円多くなるという状況です。今回の引き上げ案につきましては、埼玉県多くの自治体で行っているという状況がございます。</p>
議 長	今の事務局の説明でよろしいですか？
委 員	はい。
議 長	<p>他にご質問はありませんか？</p> <p>ないようですので、次の議題に移ります。(3)北本市国民健康保険条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	—資料3、3-1、参考資料3を示して説明— (一略—)
議 長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
事 務 局	補足させていただきたいのですがよろしいでしょうか？
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	<p>基本的に条例上では、加算額について、「ただし市長が国民健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」という規定になっております。ですから、併せて規則において3万円を1万6,000円に改正することで、トータルで42万円の支給となります。</p>
議 長	今の補足説明を含めて、ご質問等ありましたらお願いします。
委 員	結果的に同じ額ということですね。
事 務 局	そういうことになります。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	他に質問等はございませんか？
委 員	「なし」と言う声あり。
議 長	では、本日の議題について、審議を終了させていただきます。 この3つの議題について、原案通り行うことに異議のない旨を答申する ということによろしいでしょうか？
委 員	「はい」と言う声あり。
議 長	では、原案通り異議のない旨答申をしたいと思います。 これにて審議を終了し、議長の職を解かせていただきます。
事 務 局	6 その他
事 務 局	7 閉 会 閉会のあいさつを副会長からお願いいたします。
副 会 長	以上をもちまして、平成26年度第3回北本市国民健康保険運営協議会 を終了いたします。皆さんご苦労様でした。

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。

平成26年11月19日

会 長 大熊利之

署名委員 加藤耕一

署名委員 金田栄三